



第95号・2003(平15)年4月号

特集 昭和恐慌と平成大停滯
昭和恐慌に学ぶ
——石橋湛山と『東洋経済新報』の黄金時代——

高橋龜吉の経済思想——その現代的意義
田中 秀臣
「戦略的円安」のすすめ
神尾 昭男

回想・石橋湛山総理——その誕生と辞任
石橋首班成立の真実を語つておこう
井出一大郎
日本人の肖像としての石橋湛山先生
日野原重明

<初期>東洋経済新報社の思想形成過程に関する考察(下)
——J・S・ミルの自由概念の継承を中心にして——
井坂 康志

論壇季評 墓穴を掘る? 小泉失言／政局流動化で経済ますます混沌／経済論戦チームの仕掛け人たち／甦るフィッシャーの亡靈／インフレ・ターゲット論議の迷走／かえってデフレを促進?／近隣諸国を省みない靖国参拝／石橋は敗戦直後に廢止論／イラク攻撃で孤立するアメリカ／日本政府の理念なき追従

る福音書六章一十八節の聖句と、百合の花を彫った青銅色のレリーフがかかっていたといわれている。また、溝山先生は同じく新約聖書のマタイによる福音書六章三十四節の「明日のことを思ひわすらうな」という聖句をよく色紙に書いて人に渡されたという。この聖句の続きは、「明日のことは明日自身が思ひわすらうであろう。一日の苦労はその日一日だけで十分である」となっている。

私は、石橋溝山総理が脳血栓で入院されて間もなくのこと、「私は決意しました……私の政治的良心に従います」という歯切れのよい言葉での総理の席を見事に辞された、権力の座に執着のない私心に心からの敬意を表したい。そして、日本は小国でよいが、人情で豊かになろうといつて人間主義と世界平和を強調し、その実践的政策を示された明晰な判断力、決断力、そ

して実行力に心からの敬意を表したい。レベルの低い国会での口論をテレビでたえず見せられているものとして、石橋溝山先生に代わる指導者の出ることを望んで止まないというのが私の心境である。

最後に、先生から教えられた言葉を一つ紹介する。

「人生とは、あくまで生存を目的とした順応の経過に他ならない。哲学、宗教、科学、文芸、その他百般の人生の現象はただことごとく境遇順応の手段、即ち生活する為に起つたものに過ぎない。この他に意味はない」

人は心も体も環境に順応する生きものであるといふこの思想は、実に鋭い観察である。先生はまた、「自分は職業は別の世界に求めたが、いまでも有髪の僧のつもりだ」とも語られた。私は、医学を専門にする医師は、医学以外の学際的な拡がりの中で学習す

ることが必要であることを、先生の人生态學から学んだ。

哲学科を出て、独学で経済学を学習されたその自己学習が実った。先生が単なる経済学者としてだけでなく、國家経済の将来の予見に成功された驚くほどの蘊蓄をもって、政治家として第一線に立たれることに私は敬意を表したい。

*

日野原重明氏 一九一一年山口県生まれ、京都大学医学部卒、聖路加国際病院内科医長、院長等を歴任し、現在・聖路加国際病院名誉院長・理事長。著書『生き方手帳』ほか多数。

【本稿は『文藝春秋』一〇〇一年一月号に掲載されたものを、関係者のご了承を得て転載しました。小見出しは編集部です。一九五七年一月二十五日に倒れ、二月三日の首相辞任につながった石橋の病名は、当初、「風邪」「急性肺炎」と発表されたが、本文にもあるとおり「脳血栓」の発作だった】

△初期△東洋経済新報社の思想形成過程に関する考察（下）

—— J. S. ミルの自由概念の継承を中心に ——

東洋経済新報社出版局

井坂 康志

3 初期△東洋経済とミル思想の継承

3-3 「東洋時論」とミル思想の継承

3-3-2 市民的自由の保障

『東洋時論』の特筆すべきもう一つの点は、言論・思想の自由を大胆に主張したことにある。その主張がいかにラティカルであったかは、『東洋経済新報』が一度も発禁処分を受けなかつたにもかかわらず、『東洋時論』は一九一〇（明治四三）年七月号、一月号と一度にわたり処分を受けていることからも理解される。言論・思想の自由に関して、『東洋時論』刊行時、東洋経済社員に共有されていた基本的精神は、次の社論に見ることができよう。

「蓋し思想は人心内部の活動であつて外圧の能く左右し得

る所ではない。此間に於て独り絶大の權威を振ひ、能く之を統一し、之を支配し得る者、夫れ唯だ真理あるのみ。而して此真理の光輝を放ち得るは独り自由討究の壇上に於いてのみである。故に思想をしてその健全を保たしむるの要訣は、實に之に絶大の自由を与ふることである」

第二次世界大戦後の日本憲法によつて、言論・思想の自由は精神的自由権として明文化されるにいたつたが、明治憲法下においては、特定の思想を反国家的なものとして弾圧するかたちで、内心の自由そのものが侵害される事例が少なくなかつた。言論・思想の自由は、内面的精神活動のなかでも最も根本的な位置づけをなすものである。両者の自由は絶対的かつ不可侵であつて、いかなる国家觀、世界觀、人生觀を持つていたとしても、國家權力は内心の思想に基づいて不利益を謀したり、特定の思想を禁止することができない。

「社論」によれば、このように言論・思想を「絶大の自由」にゆだねておくことによってのみ、その真理性の如何に関する討論・考究が促進され、結果として健全性は保たれるといふのである。その際注意すべきことは、異端的な少數者であろうとも、彼らを抑圧することは、社会全体から見るならば、多数者にとつても不利益を意味することである。

上記の視角はミルにおける根本命題の一つでもある。彼がいみじくも指摘しているように、自由という問題の核心には「少數者の自由」をどう守るかがあつたためである。彼は「自由論」のなかで、次のように述べている。

「仮りに一人を除く全人類が同一の意見をもち、唯一人が反対の意見を抱いていると仮定しても、人類がその一人を沈黙させることの不当であつることは、仮りにその一人が全人類を沈黙させうる権力をもつていて、それをあえてすることが不当であると異ならぬ」

このようなミルの問題意識は、集団主義的傾向の強い日本においてもいつそうよくあてはまるといふべきだろう。彼が考えていた少數者の抑圧とは、必ずしも国家権力のみによつて引き起つされるわけではない。先に指摘したように、世論による專制といふかたちをとつて民主的な社会によつても起つりうる。

しばしば陳腐な集団の論理が個人の良心の自由よりも優越しし、少數者に沈黙を強いる場面が、現代の日本においても起

つりうるのは、誰しも否定しないに違ひない。近年の大企業の不祥事に顕著に見られるように、少數者の発言を封じることによって集団としての規律を維持する方法は、長期的には当該企業、ひいては産業界自体を危殆に瀕せしめる。個を基礎とした健全な批判精神こそが、少數者のみならず、社会を構成する多数者にとつても長期的には利益をもたらすと考えられるのである。

ミルは人間が生きる最も基礎的な価値を保障するのが精神的自由だといふ。また、その際、価値観は個々人の責任において選択すべきであるともいふ。

ミルは慣習や外部環境などの理由で自己の価値観や行動を決定するのは、眞似するしか能のない猿と同様だとまでいふ。一般に集団主義の強い社会では、周囲を自分と同化させる気質が濃厚である。したがつて、一定の鑄型しか世の中にはあり得ないものとして、その通りには考えない人がいるという当然の事実を拒否しがちである。これが行き過ぎると、社会の多数派が「規範」や「道徳」と自称するものを少數者に強制し、個人の内面の自由を侵犯することになる。このような現象は、必ずしも悪意によつてなされるわけではないことをミルは注意深く指摘している。しかし、ミルは、善意であればなおさら強制は悪であり、仮に個人が集団の撻に従わず大きな失敗をしたとしても、意図に反して強制に屈するより遙かに害は少ないと考える。

もちろん、人間である以上重大な誤りはつきまとつ。また、多数者の意見が結果として正しいといつことも大いにあり得る。しかし、ミルは理性や経験、道徳は筋肉と同様、実践のなかで鍛えられていくものだといふ。結果として誤つたとしても、「高尚な」人格へ向かつて絶えざる自己陶冶と鍛錬を続けていくこと、このなかに人生の意味があるといふのである。

では、以上のような自由の觀念は、「東洋時論」にあつては当時の時代状況でどのような論説として現れたのだろうか。「東洋時論」に石橋が執筆した「宗教雑誌発売禁止」の記事がある。梶鴨において伊藤証信が主宰する宗教団体「無我の愛」に関するものである。当団体が発行する機關誌『無我の愛』が官憲によつて発売禁止に処せられた事實を受け、石橋は次のように述べている。

「日本国は今や上下を挙げて大妄語の国となり畢らんとしつつある。(略)伊藤証信師は我が宗教界中に於ける最も眞面目なる最も敬虔の念厚き人の一である。(略)正直は生存を維持する所以ではない。此の一句は深く我が宰相の意識するところである。また深く我が文相の意識するところである。而して天下は悉くその正直なる信念を告白することを憚つて、日本を挙げて古往今來未だ曾つてその例なき大妄語の國と化せしめんとしつつある。妄語するに非ずんば生きておれぬ國と化せしめんとしつつある」

大逆事件以来、文部省は小中学校に対し、祖先崇拜、神社再参拝を励行させる方針をとつたが、「東洋時論」はこれを憲法に保障された信教の自由に対する侵害であり、「教權政治の再興」として批判している。その理由は、引用箇所に明らかなように、官憲がいかに少數者といえども特定の宗教を弾圧するならば、「正直なる信念」を持つ個人に沈黙を強い、ひいては、「妄語するに非ずんば生きておれ」なくさせるからである。結果として、市民的自由は根本的に損なわれ、真理をめぐる言論は停滞し、社会全体の損失は計り知れないものになるだろう、と石橋はいうのである。なお、ここに見る東洋経済の同様態度は、後の大本教弾圧事件、共産党事件にいつそう鮮明に受け継がれており、初期の東洋経済における自由思想を貫して流れる潮流と見ることができるだろう。

この論点をミルの議論と照合してみると、社会状況においても本質的にきわめて類似した点が見られる。ミルの生きていた時代には、一夫多妻を是認するモルモン教に対する迫害が激烈化していた。当時のイギリス国民は、「正統的」なキリスト教徒の立場から、モルモン教を反道徳的、反文明的、反社会的と見なし、なかには実際にモルモン教徒を僻遠の地に追放しようとする運動までもが起つたといふ。ミルはこの状況を見て、彼自身はモルモン教を是としないことを前提としたうえで、次のように述べる。

「いかなる社会であろうと、他の社会に向かつて、文明的

であると強制する権利をもつてゐるとは知らないのである。
(略)彼ら局外者はもしそれを望むのならば、その制度に反対する説教をさせるために、宣教師を派遣したらよいであろう。また何らかの正当な方法によつて(モルモン教徒の伝道者を沈黙させることは正当な方法ではない)、モルモン教徒のような教説が自国民の間に普及することを阻止したらよいであろう。

ここで注目すべきは、ミルの問題意識と石橋のそれとの同質性である。ミルは「他人を宗教的にしてやることが人間の義務である」という観念は、過去に犯された一切の宗教的迫害の基礎であったともいう。これは何も宗教ばかりではないが、特定の思想を弾圧する主体には、他者を教化しうるという傲慢や思い上がりが隠れているものであり、このような多數者の慢心が社会を害する根因と考えてよい。なぜなら、ミルのいう多數者の暴虐によつて真理や幸福探求への嘗めが阻害され、これによつて被抑圧者のみでなく抑圧者の社会的進歩の機会が失われるためである。

ミルと石橋に共通するのは、少數者に沈黙を強制することは本質的な問題解決に寄与しないばかりか、かえつて人間の進歩に有害であるといふ点にある。そこで重視されるのは、自由をあまねくいきわたらせることによって、各人の個性を伸長させ、その過程で生じるさまざまな討論のなかで真理に近づいていくとする精神的態度である。その意味で、両者

単に外形的に類似しているにどまらず、ミルの自由に関する理想が△初期△東洋経済の精神構造に深く刻印されていたと考えられるのである。以下略述するにどめるが、その理由を総括するならば、二つの要因が指摘できる。

一つは、東洋経済のたどつた歴史的経路ともいふべきものである。東洋経済は一代目主幹の天野為之によつて、言論機關としての形を整えていった。その際、ミル思想から多くの養分を受け取った天野為之が、東京専門学校で指導した弟子にも同じ養分を分け与え、彼らが次代東洋経済の幹となり、次第に豊かな枝や葉を実らせてその発展を支えていったのである。

さらに今一つは、明治後期から大正にかけての時代状況において、社員自らが得た理念や知見を現実の社会問題にきわめて巧みに応用した点である。時代は大逆事件、足尾鉱毒事件をはじめ、未曾有の社会問題が噴出しており、常に問題の焦点は個人の自由をどう確保するかに向けられていたといえる。△初期△東洋経済は眼前に突きつけられたさまざまな実践的応用問題を解くことによつて、その言論を深化・発展させていったと考えることができる。

(完)

【注】

- (32) 「言論の取締に関して平田内相の反省を求む」『東洋時論』明治四三年一一月号。松尾尊允「急進的自由主義の成立過

ともに多様な人間の可能性に無限の期待を主張の基礎としている。

そもそもミルは、環境の相違からさまざまな性格が生じうることを指摘し、そのこと自体望ましいと主張している。しかし、ミルにおける個性的な人間とは、「自発的に選択する」人間である。これは、「たゆまず自己陶冶する個人」と言い換えてよいだろう。すなわち、ある行為や意思をそれが習慣だからとか、他人がそうしているからとかいう理由で採用するのではなく、自分自身の願望と判断によって選択する人間、このように自由を志向することのできる人間である。また、個性ある人間は、他者との差異を顕示することなく、自由意思で自らに相応しい行為を選んだ結果として、際立つてくるものである。⁽³³⁾

このように、ミルは個々人の自己陶冶によって育まれた個性を信頼できる社会、高邁な能力を開花させられる社会の設計を展望した。この意味において『功利主義論』のなかの有名な言葉、「満足な豚であるより、不満足な人間であれ」は、彼の限りない人間性への期待とその可能性への邁進を表明するものとして理解されよう。

4 論語

以上から明らかのように、ミルによる自由概念は、△初期△東洋経済の社員に共有されていた理念と考えられる。しかも、

程』井上清・渡部徹編『大正期の急進的自由主義』東洋経済新報社、一九七一年より。

(33) 渡部信喜『憲法』岩波書店、一九九三年。言論・思想の自由には、沈黙の自由も含まれることに注意を要する。

(34) J·S·ミル／塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波文庫、一九七一年。

(35) 同書

(36) 「食堂会議」『東洋時論』明治四四年五月号。

(37) ミル、前掲書。モルモン教に関する議論を展開する前に、彼はより一般的な問題として、酒類販売の禁止に言及し、いかなる悪習であろうとも立法府がそれを取り上げるならば、「個人の絶対的な社会的権利」の侵害にあたると批判している。

(38) 関口正司『自由と陶冶』みすず書房、一九八九年。